

○一般廃棄物処理業許可基準要綱

実施	昭和 47. 11. 28
沿革	昭和 54. 2. 16 改定
	昭和 61. 3. 25 改定
	平成 5. 4. 1 改定
	平成 10. 4. 1 改定
	平成 13. 4. 1 改定
	平成 15. 10. 1 改定
	平成 18. 4. 1 改定

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）の規定による一般廃棄物処理業の許可の基準等について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(収集又は運搬業に係る許可の基準)

第2条 収集又は運搬業に係る許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

一般廃棄物の処理業務に従事した経験を2年以上有する者であること。

(基準の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、特に必要であると認めるときは、この基準によらないことができる。

(許可に係る廃棄物の種類)

第4条 一般廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の種類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物（市の収集又は運搬に係るものを除く。）、浄化槽汚泥及び市長が特に認めるものとする。

2 前項に規定する市長が特に認めるものは、次の各号に掲げる一般廃棄物とする。

- (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物
- (2) 市の現行のごみの分別収集体制にそぐわないもの
- (3) 一般家庭から臨時又は多量に排出されるもの及び市が収集しないもの（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者による自主回収が行われる使用済パソコンコンピュータ及び当該使用済パソコンコンピュータの付属装置は除く。）
- (4) 市の一般廃棄物の処理に排出してはならないもの

附 則

この要綱は、昭和47年11月28日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月16日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年3月25日から実施する。
- 2 一般廃棄物処理業許可基準要綱（乙）（昭和54年2月16日実施）は、廃止する
- 3 し尿浄化槽清掃業許可基準要綱（昭和48年2月28日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する